議案第89号

東伯郡就学指導推進協議会規約を変更する協議について

次のとおり東伯郡就学指導推進協議会規約の一部を変更する協議をすること について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定によ り、本議会の議決を求める。

平成16年9月10日

平成16年9月21日原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

東伯郡就学指導推進協議会規約の一部を改正する規約 東伯郡就学指導推進協議会規約(昭和52年三朝町告示第33号)の一部を 次のように改正する。

第3条の見出し中「町村」を「町」に改め、同条中「町村」を「町」に、「関係町村」を「関係町」に、「泊村、羽合町、東郷町」を「湯梨浜町」に改める。

第5条中「倉吉市巖城279番地」を「倉吉市東巖城町2番地」に改める。

第6条中「8人以内」を「6人以内」に改める。

第7条第1項、同条第4項、第8条第1項及び第11条第1項中「関係町村 教育委員会」を「関係町教育委員会」に改める。

第11条第2項中「関係町村教育委員会事務局」を「関係町教育委員会事務局」に、「当該町村教育委員会」を「当該町教育委員会」に改める。

第16条の見出し中「各関係町村教育委員会」を「各関係町教育委員会」に改め、同条第1項中「各関係町村教育委員会」を「各関係町教育委員会」に、「関係町村」を「関係町」に、「町村」を「町」に、「各関係町村」を「各関係町」に改め、同条第2項中「町村」を「町」に、「関係町村長」を「関係町長」に改め、同条第3項中「当該町村」を「当該町」に、「関係町村」を「関係町」に改め、同条第4項中「当該町村長」を「当該町長」に、「関係町村」を「関係町」に改める。

第17条及び第19条中「各関係町村」を「各関係町」に、「各関係町村長」 を「各関係町長」に改める。

第20条第2項及び第3項中「関係町村長」を「関係町長」に改め、同条第

4項中「関係町村長」を「関係町長」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第23条第2項中「各関係町村長」を「各関係町長」に改める。

第24条第1項中「各関係町村」を「各関係町」に改め、同条第2項中「各 関係町村」を「各関係町」に、「町村」を「町」に、「各町村」を「各町」に改 め、同条第3項中「関係町村長」を「関係町長」に改める。

第27条第1項中「各関係町村教育委員会」を「各関係町教育委員会」に改め、同条第2項中「各関係町村教育委員会」を「各関係町教育委員会」に、「町村」を「町」に、「関係町村長」を「関係町長」に改める。

第28条 (見出しを含む。) 中「各関係町村教育委員会」を「各関係町教育委員会」に改める。

第30条第1項中「各関係町村」を「各関係町」に改め、同条第2項中「各関係町村長」を「各関係町長」に改める。

第31条第2項中「各町村教育委員会」を「各町教育委員会」に改める。

附則

(施行期日)(是88萬京書刊明三年83日限刊) 国现金集团新州等日等角周印度

1 この規約は、平成16年10月1日から施行する。

2 平成16年度の負担金の額の算出については、第17条の規定により決定 した湯梨浜町設置前の泊村、羽合町及び東郷町の負担金を合算した額を、湯 梨浜町の負担金の額とする。

(育委員会」を「関係町装育委員会」に改める。

3」に、「当該町村教育委員会」を「当該町教育委員会」に改める。 第18条の東州に由「本限係町村教育委員会」を「太関係町教育委員会

及め、同条第1項中「各関係町村教育委員会」を「各関係町教育委員会」に、「関 ※町は、か「関係町、に「町材」を「町、に「各関係町材」を「集団場町、

こ改め、同条第2項中「町村」を「町」に、「関係町村長」を「関係町長」に改

、四京東5里平「当該町村長」を「当該町」に、「関係町村」を「関係町」に改

第17条及び第19条中「各関係町村」を「各関係町」に、「各関係町村長」

第20季節2面及水類2面由「國際即居長」を「國際即馬」に改め、日本第